

## 中野上小学校いじめ防止基本方針

|             |    |
|-------------|----|
| 平成 26 年 3 月 | 策定 |
| 平成 29 年 4 月 | 改訂 |
| 平成 30 年 4 月 | 改訂 |
| 令和 2 年 4 月  | 改訂 |
| 令和 5 年 4 月  | 改訂 |
| 令和 6 年 4 月  | 改訂 |

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
  - (1) いじめに見られる集団構造
  - (2) いじめの態様
- 4 いじめの防止等の学校の取組
  - (1) いじめの防止等の対策のための組織
  - (2) いじめの防止
    - ア 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実
    - イ 児童会活動等の活性化
    - ウ 帰属意識の高い学級づくり
    - エ 児童の人権意識の向上
    - オ 授業づくりの工夫・改善
    - カ 開かれた学校づくり
    - キ インターネット上のいじめの防止
  - (3) いじめの早期発見・早期対応
    - ア 早期発見
      - (ア) なかよしアンケート（いじめアンケート）の実施
      - (イ) 教育相談体制の充実
    - イ 早期対応
      - (ア) 安全確保
      - (イ) 事実確認
      - (ウ) 指導・支援・助言
      - (エ) 情報提供
    - ウ 関係機関との連携
    - エ インターネット上のいじめへの対応
  - (4) 教職員の資質能力の向上
  - (5) 家庭・地域との連携
  - (6) 繼続的な指導・支援
  - (7) いじめの解消についての判断
  - (8) 取組内容の点検・評価
- 5 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の判断・報告
  - (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

## 1 はじめに

いじめは、児童の心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与え、いじめを受けた児童を将来にわたって苦しめるだけではなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。しかしながら、未熟な子どもたちの人間関係の中では、十分起こり得る行為であることも認識し、その芽のうちに摘み取り、深刻化させない指導と対応を行わねばならない。

そこで、中野上小学校では、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」(以下、「法」という。)と国・和歌山県・海南市の「いじめ防止基本方針」(以下、「基本方針」という。)をふまえ、保護者や地域住民、関係機関との連携を図りながら、学校全体で組織的に「いじめの防止、いじめの早期発見」に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めることができるよう、「中野上小学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校基本方針」という。)を作成する。

## 2 いじめの定義

### 【法第2条（定義）】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義は、上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、この定義に基づき行うものとされている。なお、その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断せず、いじめには様々な態様があることをふまえながら、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

- また、いじめの認知については、国の「基本方針」に示された次の項目に留意する。
- ◆「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
  - ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上の誹謗中傷なども意味する。
  - ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の内容を見極め、児童が感じる被害に着目し、いじめかどうかを判断する。
  - ◆インターネット上で誹謗中傷された児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

このことに加えて平成29年度3月14日の改訂によって「けんかは除く」とされていたものが、「けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」とされたことに十分留意して、いじめの認知を行う。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査結果（平成25年度）では、「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」について、小学校4年生から中学校3年生までの間に、被害経験や加害経験を全く持たなかつた児童生徒の割合は、それぞれ1割程度とされており、多くの子どもたちが入れ替わりながら被害や加害を経験していることが読み取れる。

いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしない見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解することが大切である。

#### (1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良さそうに見える集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要している場合もあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

#### (2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかいなど、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情をふまえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

##### (暴力を伴うもの)

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

##### (暴力を伴わないもの)

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

○仲間はずれ、集団による無視をされる。

○金品をたかられる。

○持ち物や金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

○パソコンや携帯電話、ゲーム機の通信機能で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

○ノートや教科書、机などに落書きなどのいたずらをされる。

○配付物をわざと回さないなど、のけ者扱いと思われる行為をされる。

## 4 いじめの防止等の学校の取組

### (1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等（学校におけるいじめの防止、認知、対処）を指す。）に組織的に対応するため、校長が任命した構成員からなる、中野上小学校いじめ防止対策会議（以下、「いじめ対策会議」という。）を設置する。

いじめ対策会議の構成は、次の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、人権教育担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学級担任

また、いじめ対策会議は、国の「基本方針」に示された次の役割を担う。

ア 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルの検証の中核となる役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との緊密な連携といった対処を組織的に実施するための中核としての役割

など

### (2) いじめの防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、いじめの未然防止の取組を継続的に行う。

特に、全ての児童に「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは卑劣な行為である」ことの理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、以下の内容に留意しながら、児童の豊かな情操や道徳心、自尊感情、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、よりよい人間関係を構築するための能力を養う。

また、「育成こそ、防止につながる」という観点から、あらゆる教育活動の中で、「知」と「心」を育む取組を進めなければならない。

#### ア 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育や人権教育の充実を図る。また、ボランティア活動や異年齢集団での活動など、他者と深く関わる体験学習を重ねて、児童のキャリア発達を促し、豊かな情操や社会性、互いの違いを理解しながらよりよい人間関係を構築する能力の素地を培う。

#### イ 児童会活動等の活性化

学級活動などで自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミ

ュニケーション能力や自己有用感などを高める。

児童が自らの力で問題を解決し、自助的な能力を身に付けられるよう、自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

さらに、めざす子ども像『なかのこ』を浸透させることによって、児童自らの育ちを促していく。

#### ウ 帰属意識の高い学級づくり

家庭との緊密な連携を軸にして児童一人ひとりの発達状況や心的状態を把握しながら、それぞれの児童にとって心地よい居場所となる学級づくりを進め、帰属意識の向上を図る。

なお、一人ひとりの社会性や集団性の高まりを具体的に進めるため、「QU分析プログラム」を活用したアンケート調査やその分析、指導を隨時行う。

#### エ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、実践力を育成する。

また、児童一人ひとりが大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

#### オ 授業づくりの工夫・改善

学習規律を徹底させるとともに、児童に、「わかった」、「できた」という喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど、指導方法の工夫・改善に努める。

#### カ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめの防止等の取組について、保護者への周知と理解を図るとともに、定期的な情報交換に努める。また、学校運営協議会委員等や中野上地区青少年育成補導連絡協議会の方々の協力を得ながら、いじめ防止のために家庭・地域が相互に協力できる関係づくりを進める。

また、三野上校長会等を充実させながら、小中連携による情報の共有と育成方法の系統性の維持によって、継続的な取組を実現させる。

#### キ インターネット上のいじめの防止

児童に対して、SNSなどを含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為になることをしっかりと指導するとともに、外部の専門家等を招き、インターネットの利用やモラルについて学習する機会を設ける。

また、保護者に対しても、教育講演会等を活用して、外部の専門家から、子どもとインターネットに係る現状を理解する機会を設け、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりの大切さを周知徹底する。

### (3) いじめの早期発見・早期対応

#### ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることがあるため、日頃から児童をしっかりと見守り、信頼関係の構築に努めるとともに、児童が示す小さな変化や危険信号も見逃さないよう意識を高く持つことが大切である。学級担任は、「連絡帳」等にもそうした兆候が表れることを常に意識しておく。

また、校内の教育相談体制を整え、全教職員が児童一人ひとりの状況を共有しながら、いじめを積極的に認知することに努めることが必要である。

##### (ア) なかよしアンケート（いじめアンケート）の実施

なかよしアンケートを各学期1回《6月、11月、2月》実施する。実施にあたっては、回答の時間を十分に確保し、「記名」で行うとともに、回収する際は、学級担任に直接提出するなど、児童が自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任は、結果について気になることがあればすぐに当該児童に確認し、内容を把握するとともに、対応が急がれる事案であると判断した場合は、次に示す早期対応の手順にしたがって速やかに対応する。

また、各学級のアンケート結果については、人権教育部で集約したうえ、職員会議での議題として取り上げ、内容の検討を行う。その中で、長期あるいは組織で対応を必要とする児童については、その内容により、3部会（生徒指導部会、特別支援教育部会、教育相談部会）のいずれかで再度協議し、具体的な対応を検討し、実践する。

##### (イ) 教育相談体制の充実

教育相談部会においては、定例部会を開催し、「気になる子」の状況について情報交換を行うとともに、時宜に応じて個人面談や保護者を交えた三者面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾ける。

アンケート結果に被侵害行為などの訴えがあった場合は、個別に事情を聞き、保護者と連携を図りながら対応を行う。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめを訴えやすい環境をつくる。

#### イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、いじめ対策会議が中心となって、迅速かつ適切に対応する。

##### (ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

##### (イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。その際、いじめられている児童の人権を最優先した配慮を行うことが大切である。また、聴取にあっては、必要に応じて児童が相談しやすい他の職員も対応にあたるとよい。

#### (ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、複数の教職員によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援、そして、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応した内容を記録として残しておく。

#### (エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に提供する。

### ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童と保護者の意向に配慮しつつ、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や海南市青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

### エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童とその保護者の了解を得て、プロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除を要請する前に警察に通報・相談する。

### (4) 教職員の資質能力の向上

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童としっかりと向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身に付けられるよう、県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」などを活用し、年2回（4月、8月）校内研修を行う。

### (5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会総会や個人面談等の機会に情報交換を行う。さらに、登下校の安全を見守ってくださる「中野上地区子ども守り隊」の皆さんをはじめとする地域住民の方々の学校行事への参加を促したり、「中野上地区青少年育成連絡協議会」と連携して補導活動を実施したりしながら、校外での児童の様子を把握する。

#### (6) 継続的な指導・支援

いじめ対策会議では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、毎日の観察・声かけや保護者との緊密な情報交換など、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

#### (7) いじめの解消についての判断

平成29年3月14日改定の国の「基本方針」において、いじめが「解消している」状態として①「いじめに係る行為が止んでいること」(少なくとも3ヶ月を目安とする)②「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」(面談等により確認する)の2つの要件が少なくとも満たされている必要があるとされていることを踏まえ、必要に応じて他の事情も含めて判断する。

#### (8) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を確認するとともに、いじめ対策会議を中心に、学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- いじめにより、本校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆ 「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
  - 児童が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を負った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

#### (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ対策会議が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 海南省教育委員会の判断に基づき、学校設置者（市教育委員会）が主体となっ

て調査を行う場合、いじめ対策会議は、その調査に積極的な協力を行う。

- エ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童とその保護者に対して提供する。
- カ 児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報であることから調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意して、適切かつ真摯に対応する。